

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
11	農地法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地を農地以外のものとする場合、又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定又は移転を行う場合には、農地法上原則として許可を受ける必要がある。 ・ 太陽光など再生可能エネルギー発電設備を農地に設置する場合、第2種農地又は第3種農地においては、農地転用許可を受けることにより設置可能である。(農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地等においては、農地転用は認められない。) 	許可申請	農林水産部 農業経営・担い手 支援課 (023-630-2298)	県内全域	各市町村農業委員会
12	農業振興地域の整備に関する法律 (農振法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が策定する農振整備計画(農用地利用計画)に定められた農用地区域においては、原則として農地転用はできない。 ・ 農用地区域において、太陽光など再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場合には、市町村が農振整備計画(農用地利用計画)を変更し、当該事業地を農用区域から除外する必要がある。 ・ 農用地区域からの除外にあたっては、農振法第13条第2項に掲げられる5要件(事業の必要性、土地の代替性、土地改良事業完了後8年経過など)を満たしている必要があり、農振整備計画(農用地利用計画)を変更するか否かは市町村の判断による。(農地転用許可の見込みがあることが前提) 	市町村： 計画変更 県：同意	農林水産部 農業経営・担い手 支援課 (023-630-2298)	県内全域	各市町村担当課